

+++++

ベイリーフ通信

+++++

2024年2月20日号



★CONTENTS★

★ ニュース・トピックス ***** page 2

直近の労働・社会関連記事一覧

★ 今年度の都道府県別健康保険料 ***** page 3

2024年3月からの保険料

★ 労務管理上のQ&A **こんな時あんな時** ***** page 4

労働関係書類の保存について

★ ベイリーフの庭から (編集後記) ***** page 4



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 直接被害受け休業「使用者の責」にあたらず (2024/01/22)

厚生労働省は、能登半島地震を受け、自然災害時の事業運営における労働基準法や労働契約法の取扱いに関するQ&Aを公表した。災害により事業場の施設・設備が直接的な被害を受けて労働者を休業させる場合、原則として、休業手当の支払いが必要になる「使用者の責に帰すべき事由による休業」には当たらないとした。また、1年単位の変形労働時間制を適用している事業場が被害を受けたときには、労使の十分な話し合いのうえ、労使協定の合意解約が可能とした。

2. 優越的地位乱用 1255 社へ再び注意喚起 (2024/01/22)

価格転嫁に向けた下請との協議を行わなかったなどとして、過去に独占禁止法に関する文書による注意喚起を受けた発注者のうち、3割が依然として協議に応じていないことが、公正取引委員会の特別調査で分かった。労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁について調べたもので、令和4年に注意喚起した発注者4030社のうち、1255社に再び注意喚起文書を送付している。協議を行わなかった理由として、「受注者から要請されなかったから」を挙げる企業がめだつ。

3. 補修工事にも労基法 33 条適用 (2024/02/05)

厚生労働省は、「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」の追補分を公表した。経年劣化した道路などの補修工事について、そのまま放置してしまうと直ちに災害が発生する状況下の場合、非常災害などを理由とした労働時間の延長を可能とする労働基準法第33条(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)の適用が認められるとしている。一方で、同条が適用された場合であっても、1カ月で時間外労働が80時間を超えた場合には、医師による面接指導を実施する必要があると示した。

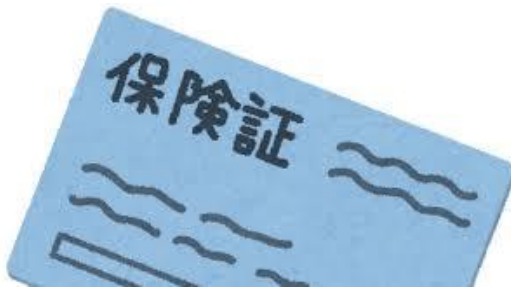
4. マスク着用拒否者の懲戒有効 (2024/02/12)

コロナ禍におけるマスク着用の業務命令に違反した労働者に対する7日間の出勤停止処分の違法性などが争われた裁判で、東京地方裁判所(中井裕美裁判官)は懲戒を有効と判断した。東京都内のタクシー会社で運転者として働く労働者が訴えを提起したもので、乗客から複数回クレームが寄せられていた。同地裁は、同社は労働者が代表を務める労働組合との団体交渉で「着用は業務命令」と回答したうえで、全従業員にマスクを配布していたと指摘。労働者に業務命令という認識はあったと評価している。

★今年度の都道府県別健康保険料★

2024年3月からの保険料

令和6年2月6日、協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率改定の都道府県別保険料が発表されました。



本年3月分(4月納付分)からの適用となります。

2024年度の協会けんぽの全支部の平均保険料率は、10.00%となりました。

全国統一の介護保険料率は、1.82%から**1.60%**へ引き下げられました。

以下、関東の各支部の保険料率です。

	健康保険	介護保険
千葉県	9.77% [↑]	1.60% [↓]
東京都	9.98% [↑]	
神奈川県	10.02% [↑]	
埼玉県	9.78% [↓]	
茨城県	9.66% [↓]	

顧問先事業所様には、保険料のお知らせを3月上旬にお知らせの予定です。
子ども・子育て拠出金の利率は、公表されましたらお知らせいたします。

健康保険等の相談したい場合は、お気軽にお問合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第147回

労務関係書類の保存について

Q、当社で労務関係の書類をパソコンで作成し、保存する方向で検討しています。
このことに関して法令上問題はありますか

A、労働基準法第109条では、労働者名簿、賃金台帳、雇入解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない、と定めています。

これらの書類をパソコン上で作成して保存する為に以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 法令で定められた要件を具備し、それを画面上に表示し印字することができること。
- (2) 労働基準監督官の臨検時等、直ちに必要事項が明らかにされ、提出し得るシステムとなっていること。
- (3) 誤って消去されないこと。
- (4) 長期にわたって保存できること。



後で改ざんが出来ないように記録、保存は慎重にする必要がありますね。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

庭の梅も咲き始めました。春が近いのを感じるこの頃です。

今年も協会けんぽより健康保険料率の発表がありました。これがあると今年の年間業務が始まった感じがします。

3月上旬には皆様に新保険料のお知らせする予定です。よろしくお願ひします。

・ ・ 発行・制作



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>